

別記第八号様式（第十三条第一項）

予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）許可申請書

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物（特定工作物）以外の建築物（特定工作物）の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;"> 新築（新設） 改 築 用途の変更 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> の許可を申請します。		{	新築（新設） 改 築 用途の変更	}	※手数料欄
{	新築（新設） 改 築 用途の変更	}			
年 月 日					
千葉県知事 様					
住所 許可申請者 氏名					
1 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名				
	(2) 開発許可の番号及び年月日	第 号 年 月 日			
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物（特定工作物）				
2	建築等をしようとする土地の所在及び地番				
3	新築（新設）、改築又は用途の変更後の建築物（特定工作物）の用途				
4	3 の用途が都市計画法第 34 条第 1 号から第 12 号までに掲げる建築物（特定工作物）のいずれに該当するかの記事及びその理由				
5	変更しようとする理由				
※ 受付欄	区 分	市町村	事務所	課	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	番 号				

備 考

- 1 この申請書には、位置図、区域図、配置図（500 分の 1 以上）、平面図（200 分の 1 以上）、2 面以上の立面図（200 分の 1 以上）その他知事が必要と認める書類を添付すること。この場合において改築又は用途の変更のときは、変更前の平面図及び 2 面以上の立面図を併せて添付すること。
- 2 ※印のある欄には、記載しないこと。